

淀川 水系砂利等の採取に関する審査基準総括表

総括表 様式-1 規制の方針等

(水系名: 淀川)

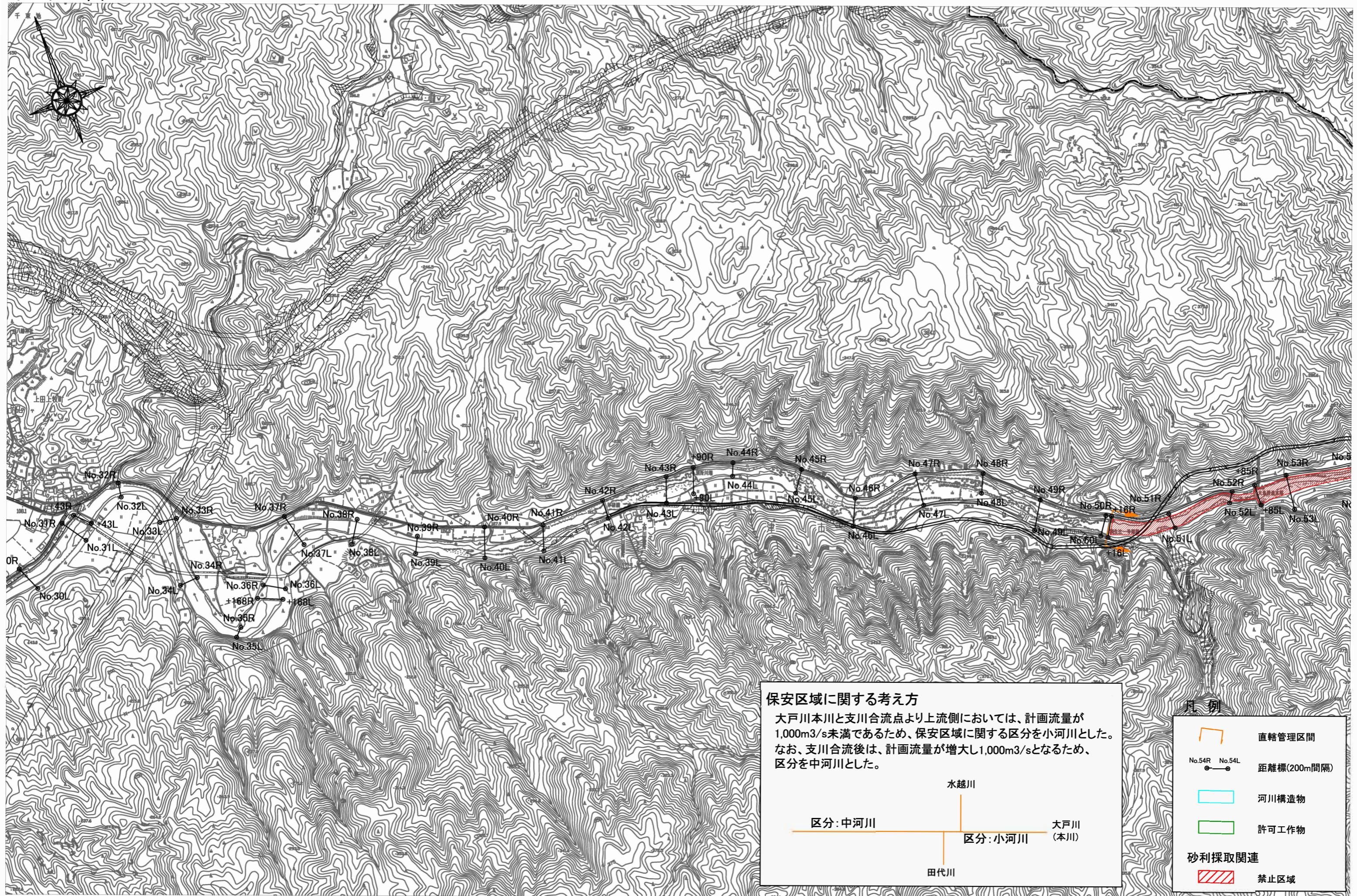
種別	河川名	計画	方針	起 点	終 点	延 長	保安区域 (m) ※別添平面図表示のとおり					掘削基準河床及び掘削基準断面 ※別添横断図、横断図表示のとおり	方針の理由等
							堤 防	護 岸	床 固	橋 梁	取 水 壁		
幹川	大戸川	規制	禁止	10/020	17/020	7.00k		10m~20m					全区間が自然公園法および滋賀県立自然公園条例に基づく県立自然公園第三種特別地域および普通地域に指定されており、露天掘りによる土石採取行為の許可が下りない区域に該当している。滋賀県の定める滋賀県自然公園管理計画書により、土石の採取は、「新規の露天掘による土石の採取は原則として認めない」としている。河川管理者による行為以外は許可又は同意がなされないため、全区間禁止とする。
支川	田代川	規制	禁止	0/000	3/240	3.24k		10m					全区間が自然公園法および滋賀県立自然公園条例に基づく県立自然公園第三種特別地域および普通地域に指定されており、露天掘りによる土石採取行為の許可が下りない区域に該当している。滋賀県の定める滋賀県自然公園管理計画書により、土石の採取は、「新規の露天掘による土石の採取は原則として認めない」としている。河川管理者による行為以外は許可又は同意がなされないため、全区間禁止とする。
支川	水越川	規制	禁止	0/000	1/380	1.38k		10m					全区間が自然公園法および滋賀県立自然公園条例に基づく県立自然公園第三種特別地域および普通地域に指定されており、露天掘りによる土石採取行為の許可が下りない区域に該当している。滋賀県の定める滋賀県自然公園管理計画書により、土石の採取は、「新規の露天掘による土石の採取は原則として認めない」としている。河川管理者による行為以外は許可又は同意がなされないため、全区間禁止とする。
河川計						11.62k							

総括表 様式-2 採取可能量等及び年次計画

(千m³)

種別	河川名	起 点	終 点	延 長	掘削可能量	採取可能量	年次計画	R 2年	R 3年	R 4年	R 5年	R 6年	計	備 考
幹川	大戸川	10/020	17/020	7.00k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予想量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
支川	田代川	0/000	3/240	3.24k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
支川	水越川	0/000	1/380	1.38k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	
総計				11.62k	0	0	許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							採取可能量中の許可又は許可の予定量	0	0	0	0	0	0	
							流下予想量	—	—	—	—	—	—	

平面図 1



保安区域に関する考え方

大戸川本川と支川合流点より上流側においては、計画流量が1,000m³/s未満であるため、保安区域に関する区分を小河川とした。なお、支川合流後は、計画流量が増大し1,000m³/sとなるため、区分を中河川とした。

水越川

区分:中河川

区分:小河川

田代川

凡 例

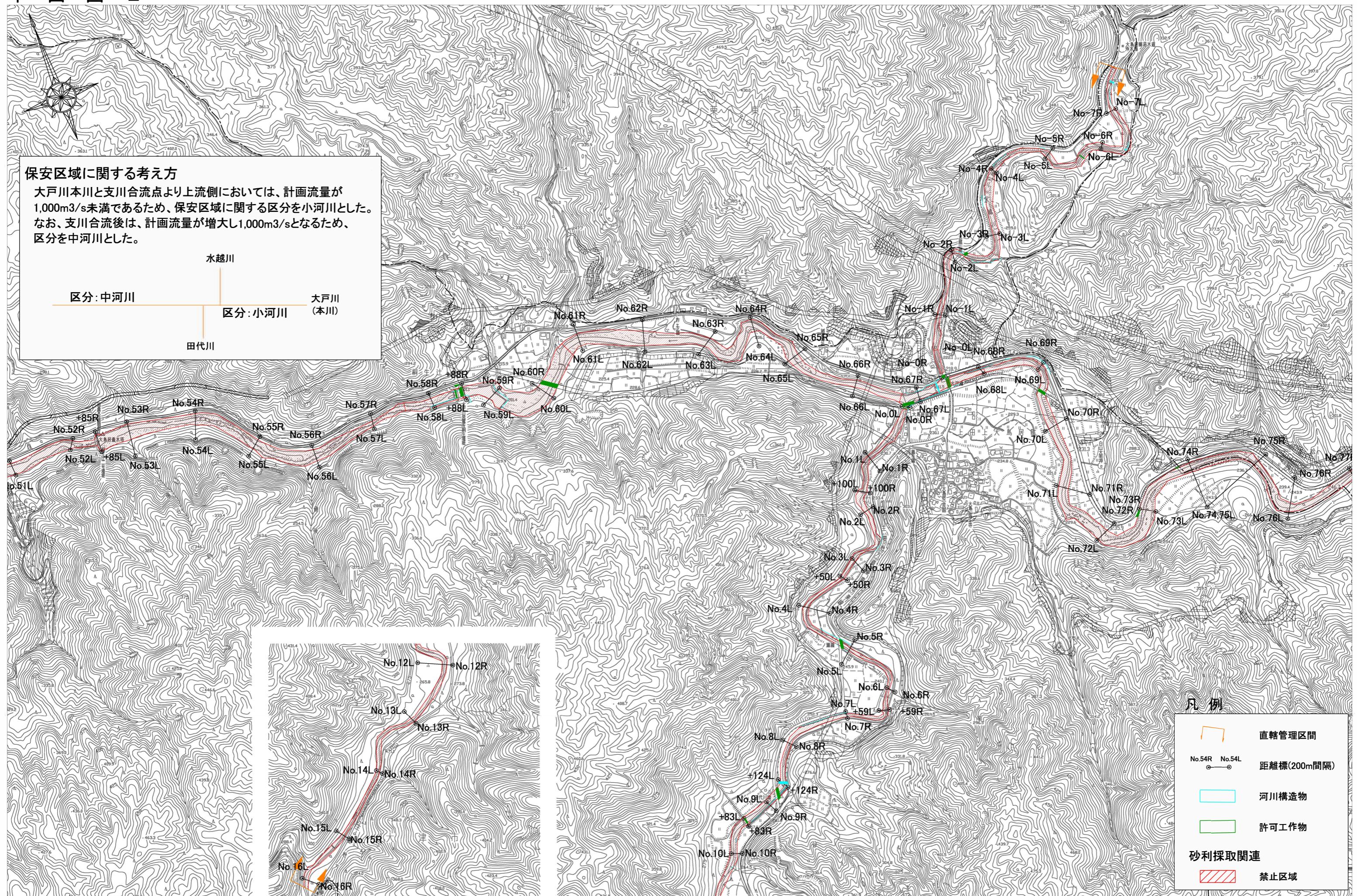
直隸管理区閻

河川構造物

關連

禁止区域

平面図 2



平面図 3

